

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(6)

目 次

規 則

○富山県高度情報通信ネットワーク運用規則の一部を改正する規則

1

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県高度情報通信ネットワーク運用規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第17号

富山県高度情報通信ネットワーク運用規則の一部を改正する規則

富山県高度情報通信ネットワーク運用規則（平成 4 年富山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県防災行政無線運用規則

目次中「一第 3 条」を「・第 2 条」に、「第 4 条—第 7 条」を「第 3 条—第 6 条」に、「第 8 条・第 9 条」を「第 7 条・第 8 条」に、「第 10 条・第 11 条」を「第 9 条・第 10 条」に、「第 12 条—第 14 条」を「第 11 条—第 13 条」に、「第 15 条—第 17 条」を「第 14 条—第 16 条」に改める。

第 1 条中「高度情報通信ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」を「防災行政無線」に、「ネットワークの」を「防災行政無線の」に改める。

第 2 条第 5 号を次のように改める。

(5) 通信局 光回線又は衛星携帯回線で接続された電話機等が設置された機関をいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(6) 全県移動局 車両に搭載した衛星携帯電話をいう。

(7) 通信所 専用線で接続された電話機等が設置された通信局以外の機関をいう。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「及び中継局は、別表第 1 の左欄」を「、中継局、通信局、全県移動局及び通信所（以下「地球局等」という。）は、別表」に改め、「し、その呼出名称は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりと」を削り、同条第 2 項を削り、第 2 章中同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「ネットワーク」を「防災行政無線」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項中「、基地局、陸上移動局、中継局及び通信所（以下「地球局等」という。）」を「等」に改め、同条第 2 項第 1 号中「及び中継局 経営管理部管財課長」を「、通信局及び全県移動局 管財課長」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 2 号中「地球局」の次に「及び通信局」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 防災航空センターに設置する通信局及び全県移動局 消防課長

第 6 条第 2 項第 4 号及び第 5 号を次のように改める。

(4) 基地局、陸上移動局及び中継局 当該基地局、陸上移動局及び中継局が設置された施設を管理する出先機関の長

(5) 市役所又は町村役場に設置する通信局 当該市町村の防災担当課長

第 6 条第 2 項第 6 号中「ネットワーク専用の電話機等が接続された地球局の通信管理者」を「管財課長」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加え、同条を第 5 条とする。

(6) 消防局又は消防本部に設置する通信局 当該消防局又は消防本部の長

第 7 条第 1 項中「、総合庁舎及び土木センター」を削り、「地球局、」の次に「森林政策課（有峰）、土木センター、ダム管理事務所及びダム管理所に設置する」を加え、同条第 2 項中「総合庁舎及び土木センター」を「土木センター、ダム管理事務所及びダム管理所」に改め、「町村役場」の次に「、消防局」を加え、「地球局」を「通信局」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「ネットワーク」を「防災行政無線」に改め、第 3 章中同条を第 7 条とする。

第 9 条中「ネットワーク」を「防災行政無線」に、「データ及び画像」を「及び映像」に改め、同条を第 8 条とする。

第 4 章中第 10 条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする。

第 12 条第 1 項中「ネットワーク」を「防災行政無線」に、「」の職員」を「以下同じ。）」に改め、第 5 章中同条を第 11 条とする。

第 13 条第 1 項及び第 2 項中「ネットワーク」を「防災行政無線」に改め、同条を第 12 条とする。

第 14 条の見出しを「(防災行政無線の活用)」に改め、同条中「ネットワーク」を「防災行政無線」に、「防災機能の拡充、各種情報システムの導入等に努めることにより、その有効な活用を図る」を「操作方法の習熟のために、一般行政事務への活用に努める」に改め、同条を第 13 条とする。

第 6 章中第 15 条を第 14 条とし、第 16 条を第 15 条とする。

第 17 条中「ネットワーク」を「防災行政無線」に改め、同条を第 16 条とする。

別表第 2 を削り、別表第 1 を次のように改める。

別表 (第 3 条関係)

1 地球局

本庁、広域消防防災センター、富山総合庁舎、高岡総合庁舎、魚津総合庁舎、砺波総合庁舎、砺波土木センター、本庁(県庁可搬局)、新川土木センター(新川土木可搬局)、新川土木センター入善土木事務所(入善土木可搬局)、富山土木センター(富山土木可搬局)、富山土木センター立山土木事務所(立山土木可搬局)、高岡土木センター(高岡土木可搬局)、高岡土木センター氷見土木事務所(氷見土木可搬局)、高岡土木センター小矢部土木事務所(小矢部土木可搬局)及び砺波土木センター(砺波土木可搬局)

2 基地局

森林政策課(有峰)、林道有峰線亀谷連絡所、林道有峰線水須連絡所、湯谷川ダム管理事務所、小矢部川ダム管理事務所、白中ダム管理所、新川土木センター、新川土木センター入善土木事務所、富山土木センター、富山土木センタ

一立山土木事務所、高岡土木センター、高岡土木センター氷見土木事務所、高岡土木センター小矢部土木事務所、砺波土木センター、角川ダム管理所、布施川ダム管理所、朝日小川ダム管理所、大谷ダム管理所、熊野川ダム管理所、熊野川ダム管理所（下流）、久婦須川ダム管理所、城端ダム管理所、室牧ダム管理事務所、上市川ダム管理事務所、和田川ダム管理事務所、利賀川ダム管理事務所、利賀川ダム管理事務所（下流）、白岩川ダム管理事務所、子撫川統合ダム管理事務所、境川ダム管理事務所、境川ダム管理事務所（ダムサイト）、猫池中継所及び大牧トンネル

3 陸上移動局

森林政策課（有峰）、湯谷川ダム管理事務所、小矢部川ダム管理事務所、白中ダム管理所、新川土木センター、新川土木センター入善土木事務所、富山土木センター、富山土木センター立山土木事務所、高岡土木センター、高岡土木センター氷見土木事務所、高岡土木センター小矢部土木事務所、砺波土木センター、角川ダム管理所、布施川ダム管理所、朝日小川ダム管理所、大谷ダム管理所、舟川ダム管理所、熊野川ダム管理所、久婦須川ダム管理所、城端ダム管理所、室牧ダム管理事務所、上市川ダム管理事務所、和田川ダム管理事務所、利賀川ダム管理事務所、白岩川ダム管理事務所、子撫川統合ダム管理事務所及び境川ダム管理事務所

4 中継局

砺波土木センター及び猫池中継所

5 通信局

本庁、防災航空センター、森林政策課（有峰）、広域消防防災センター、富山空港管理事務所、富山総合庁舎、高岡総合庁舎、魚津総合庁舎、砺波総合庁舎、環境科学センター、立山センター、新川厚生センター、新川厚生センター魚津支所、中部厚生センター、高岡厚生センター射水支所、高岡厚生センター氷見支所、砺波厚生センター、砺波厚生センター小矢部支所、中央病院、湯谷川ダム管理事務所、小矢部川ダム管理事務所、白中ダム管理所、新川土木センター入善土木事務所、富山土木センター立山土木事務所、高岡土木センター氷見土木事務所、高岡土木センター小矢部土木事務所、砺波土木センター、角川

ダム管理所、布施川ダム管理所、朝日小川ダム管理所、大谷ダム管理所、舟川ダム管理所、熊野川ダム管理所、熊野川ダム管理所（下流）、久婦須川ダム管理所、城端ダム管理所、室牧ダム管理事務所、上市川ダム管理事務所、和田川ダム管理事務所、利賀川ダム管理事務所、利賀川ダム管理事務所（下流）、白岩川ダム管理事務所、子撫川統合ダム管理事務所、境川ダム管理事務所、境川ダム管理事務所（ダムサイト）、立山カルデラ砂防博物館、富山新港管理局、伏木港事務所、富山港事務所、立山荘、富山市役所、高岡市役所、魚津市役所、氷見市役所、滑川市役所、黒部市役所、砺波市役所、小矢部市役所、南砺市役所福野庁舎、射水市役所、舟橋村役場、上市町役場、立山町役場、入善町役場、朝日町役場、富山市消防局、高岡市消防本部、射水市消防本部、富山県東部消防組合消防本部、氷見市消防本部、新川地域消防本部、砺波地域消防組合消防本部及び立山町消防本部

6 全県移動局

本庁及び防災航空センター

7 通信所

日本赤十字社富山支部、伏木海上保安部、陸上自衛隊富山駐屯地、富山地方気象台、NHK富山放送局、北日本放送、富山テレビ放送、チューリップテレビ及び富山エフエム放送

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(管 財 課)

